

[委員会からのお知らせ](#)

[第182回食品安全委員会議事概要](#)

平成19年3月15日(木) 14:00~14:50

議事概要:

(1)動物用医薬品専門調査会における審議状況について

1)「トルトラズリル」に関する意見・情報の募集について

- ・事務局から説明。
- ・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることとなった。

<参考>

1)駆虫剤で、鶏、七面鳥、豚、牛等で使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。

(2)食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

○清涼飲料水に係る化学物質9品目の食品健康影響評価について

・以下の審議結果を決定し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

1)四塩化炭素

・耐容一日摂取量を $0.71 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日とする。

2)1,4-ジオキサン

・耐容一日摂取量を $16 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日とする。

3)1,1-ジクロロエチレン

・耐容一日摂取量を $46 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日とする。

4)シス-1,2-ジクロロエチレン

5)トランス-1,2-ジクロロエチレン

・1,2-ジクロロエチレン(シス-1,2-ジクロロエチレンとトランス-1,2-ジクロロエチレンの和)について、耐容一日摂取量を $17 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日とする。

6)塩素酸

・耐容一日摂取量を $30 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日とする。

7)ジクロロアセトニトリル

・耐容一日摂取量を $2.7 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日とする。

8)抱水クロラール

・耐容一日摂取量を $4.5 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日とする。

9)塩素(残留塩素)

・耐容一日摂取量を $136 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日とする。

<参考>

1)フロンガスの原料やスプレー等の噴射剤、金属の洗浄剤として使われており、石油などから製造される物質です。水系での汚染が知られています。

2)非イオン界面活性剤を製造する過程で生成され、洗剤などの製品に不純物として含有される物質です。水系での汚染が知られています。

3)家庭用ラップ、食品包装用フィルム、樹脂製造用の原料として使われている物質です。水系での汚染が知られています。

4)、5)プラスチック製造用の原料として使われている物質です。水系での汚染が知られています。

6)水道水の浄水処理に二酸化塩素が使用されると生じることがあります。また、同様に浄水処理に使われる次亜塩素酸の長期間貯蔵等で生じることがあります。

7)、8)水に含まれる有機物と塩素が反応してできる物質です。塩素による浄水処理の際に生じる副生成物です。

9)水道水の浄水処理で使われた塩素化合物に由来する水道水中に残った塩素のことです。衛生的な面から、法令により、給水口で $0.1\text{mg}/\text{l}$ 以上確保することが義務付けられています。

○水道水(塩素酸)に係る食品健康影響評価について

・「塩素酸の耐容一日摂取量を $30 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日とする。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

○飼料添加物3品目に係る食品健康影響評価について

1)グルコン酸カルシウム

・「飼料添加物として使用された場合、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(厚生労働省及び農林水産省)へ通知することとなった。

2)ニギ酸カリウム

・「残留性が低く、かつ、遺伝毒性発がん物質ではないことから、飼料添加物として至適添加量の範囲で使用された場合、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(厚生労働省及び農林水産省)へ通知することとなった。

3)ギ酸カルシウム

・「残留性が低く、かつ、遺伝毒性発がん物質ではないことから、飼料添加物として至適添加量の範囲で使用された場合、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(厚生労働省及び農林水産省)へ通知することとなった。

<参考>

- 1) 牛用飼料に用いられる飼料添加物で、カルシウムの補給を目的としています。
- 2)、3) 豚用飼料に用いられる飼料添加物で、飼料効率を改善し、成長促進効果があるとされています。

(3) 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価について

- ・企画専門調査会における審議結果等について、担当委員の長尾委員及び事務局から説明。
- ・「食品への放射線照射に関する食品健康影響評価」については、自ら評価を行わないが、引き続き、情報収集に努めることとなった。また、その際、できれば海外から専門家を招いて情報収集を行うとともに、その知見を国民に紹介することを検討することとなった。
- ・また、「ひじき中の無機ヒ素」、「クロロプロパノール類」及び「フラン」については、ファクトシートの作成について検討することとなった。

(4) その他

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

 プライバシーポリシー